

令和3年(2021年)10月25日

各部局長 様

総務部長

令和4年度 予算編成方針について

令和3年度は、「第5次防府市総合計画」(以下、「輝き！ほうふプラン」という。)を策定し、新たな防府市に向けてスタートを切ると同時に、長引くコロナ禍において、新型コロナウイルス感染症対策を的確に実施してきた。

こうした中、国においては、令和4年度の概算要求基準で、「経済財政運営と改革の基本方針2021」を踏まえ、ポストコロナに向けた感染症の克服と経済の好循環など安全・安心の確保や経済・財政一体改革を柱に掲げるとともに、財政健全化を図ることが基本方針とされている。

更に、新たな政権では、最優先課題である感染症対策に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組むこととされている。

現在、国においては、大規模な補正予算に取り組むこととされているが、その内容が明らかではなく、地方自治体の予算に大きく影響を与える国の地方財政対策も、年末に向け決定されることとなっていることから、こうした動向も注視する必要がある。

令和4年度予算編成にあたっては、国の地方財政収支の仮試算を踏まえ、地方税等の一般財源総額を今年度並みに見込む一方で、「輝き！ほうふプラン」に掲げる諸事業や新型コロナウイルス感染症対策などに確実

に取り組む必要があることから、現時点では、約17億円の不足額が見込まれており、予算編成を通じて、財源不足を圧縮する対策を講じていかなければならない。

このことから、令和4年度予算編成における基本方針を以下のとおりとする。

○ 予算編成の基本方針

令和4年度は、厳しい状況下にあっても、令和3年度にスタートした「輝き！ほうふプラン」に掲げる重点プロジェクト等を着実に推進していくこととする。こうした中で、「グリーン社会の実現」や「官民挙げたデジタル化の加速」についても積極的に進めることとする。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、国や県の動向を注視しながら、的確な対策に取り組むこととする。

一方で、こうした様々な取組を実行するためには、歳入歳出両面からの徹底した見直しが必要である。歳入面においては、行政経営改革の推進として「輝き！ほうふプラン」に掲げている、遊休資産の処分やネーミングライツの導入、国・県事業の積極的な活用など確実な財源確保対策に取り組むこととする。また、歳出面においては、必要な施策を確実に計上することとする。

具体的な内容は、予算編成要領で指示するが、職員一人ひとりが、「輝き！ほうふプラン」を着実に進めて行く意識を持ち、予算編成に取り組むこととする。

なお、別途通知する「予算要求基準」は、国や県の動向が不透明な中で編成作業を円滑に進めるため示したものである。国や県の予算編成の状況や地方財政対策等によっては、「予算要求基準」を見直す可能性もあり、事業の再見積もりを求めることがある。

令和4年度予算編成要領

予算要求に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

1 基本的事項

- 令和3年度予算をベースに経費を性質ごとに仕分けし、一部の経費について、部単位で要求可能な一般財源を配分する「枠配分方式」を実施するので、部単位で調整し、配分された枠内に収まるよう要求すること。
- 新規事業については、事業見直しにより捻出した一般財源範囲内で要求すること。ただし、「3 重点項目」に係る新規事業等、及び事業実施に多大な財源を要する臨時的な事業については、必要性、費用対効果、実施時期等を十分検討の上、別途要求をすること。
なお、これらの諸事業については、全件一件査定とする。
- 歳入予算については、制度変更や過去の収入実績に応じ、適切に計上を行うこと。

2 総合予算の編成

令和4年度当初予算は、「年間総合予算」として編成し、年度内の予算不足に対し補正による対応は原則行わないので、年間見通しに基づき、予定されるすべての収入及び支出を的確に把握し、計上すること。

3 重点項目

(1) 「輝き！ほうふプラン」の推進

「輝き！ほうふプラン」に掲げた重点プロジェクトの諸施策に積極的に取組むとともに、カーボンニュートラルやデジタル化の柱のもと、着実な推進を図ることとする。

- 重点プロジェクトの取組

令和4年度に実施予定としている諸施策の推進

- カーボンニュートラルの取組

省エネルギー・脱炭素を見据えたLEDや太陽光発電の設置など

- デジタル化の取組

行政のデジタル化の積極的な推進など

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

「感染防止対策」と「社会経済活動の維持」の両立といった観点で、必要な対策に取り組むこととする。

(3) 新たな経済対策への対応

今後、明らかになってくる国の経済対策を踏まえ、確実な情報収集に努め、対象となる事業に積極的に取組むこととする。

4 財政健全化対策の取組

持続可能な行財政基盤への転換を図るため、財政健全化に引き続き取り組むこととするので、次の点に特に留意し予算計上すること。

(1) 財源の確保

- 市税収入などの更なる収納率向上

- 国・県等の補助事業の積極的活用

- 遊休資産の処分
- ネーミングライツの計画的な導入
- ふるさと納税の活用
- 保有基金等の活用 など

(2) 事務事業の徹底した見直し

- カーボンニュートラル及びデジタル化の視点を組み込んだ、各種計画の策定・変更
- 「補助金見直しに関するガイドライン」による見直し
- 審議会・協議会の見直し
- ウィズコロナ・ポストコロナを踏まえた事務事業の精査
- 働き方改革の推進による時間外勤務手当などのコスト抑制
- 会計年度任用職員の雇用状況等を再検証 など

(3) 公共施設等の適切な管理運営

- 「防府市公共施設等総合管理計画」に基づく、施設総量の適正化や効率的な運営による維持管理経費の削減
- 指定管理制度の効率的・効果的な管理運営形態の再検討

(4) 税源涵養の促進

まちづくりによる市の活性化、企業誘致、地産地消の強化など税源涵養に資する施策の構築に配慮すること

(5) 特別会計・企業会計の健全化

- 独立採算の原則に基づく、経費節減、受益者負担の適正化
- 一般会計からの適正な繰出金の計上

5 国・県の動向等

国・県補助金等については、制度改正や予算編成の状況など、国・県の最新の動向を注視しながら情報収集に努め、確実な見積りに努めること。

厳しい財政状況にあっても着実な施策推進を図るため、国の財源措置を最大限活用すること。また、各種団体の助成制度についても調査・検討し、積極的に活用すること。

なお、国・県の制度見直しがなされた場合、同様の制度見直しを原則とし、安易に市負担を増やす取り扱いを行わないこと。

6 その他

詳細な「予算要求基準」は、別途通知を行うので、指示事項を厳守の上、指定期日までに予算見積書を提出すること。

なお、予算見積書提出後、積算根拠等に変更が生じた場合は、速やかに財政課担当者と調整を行うこと。